「コワーキングスペース都度利用会員サービス」に関する契約約款

株式会社埼玉りそな銀行(以下「当社」といいます。)は、Resona Kawagoe Base + (以下「当施設」といいます。)においてコワーキングスペース都度利用会員サービスを運営するにあたり、当社が別途定める施設利用規約(以下「本規約」といいます。)に付帯する特約として、この約款(以下「本約款」といいます。)を以下のとおり定めます。

第1条(サービス内容)

- 1. 本約款は、当社が当施設において提供する以下のサービス(以下総称して「コワーキングスペース 都度利用会員サービス」といいます。)に関して共通して適用されるものとします。
 - 1 コワーキングスペース利用サービス
 - 2 【追加料金】貸会議室利用サービス
 - 3 【追加料金】各種オプションサービス
- 2. 本約款は本規約に付帯するものであり、本約款に定めのない事項については本規約に従うものとします。なお、本規約に定める内容と本約款に定める内容とが異なる場合は、本約款の内容が優先されます。
- 3. 当社は、コワーキングスペース都度利用会員サービスの運営上・利用上の注意等(当社ウェブサイトに掲載されたものを含みます。)の諸規程(以下「諸規程」といいます。)を制定することがあります。それらの諸規程は本約款の一部を構成するものとし、本約款に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先されます。
- 4. 当社は、コワーキングスペース都度利用会員サービスの全部もしくは一部を第三者へ委託することができます。

第2条(都度利用会員)

- 1. 都度利用会員とは、当社との間でコワーキングスペース都度利用会員サービス利用契約(以下「本契約」といいます。)を締結している者をいいます。ただし、都度利用会員が法人その他の団体の場合には、利用者を特定し、当社の承諾を得た者とします。
- 2. 都度利用会員は、本規約、本約款、本契約および諸規程の内容を事前に確認し、その内容をすべて 承諾した上で、当社所定の手続に基づき、当社との間で本契約を締結するものとします。
- 3. 都度利用会員は、当施設のご利用者様がお互いに秩序ある快適な利用ができるよう、本規約、本約款、本契約および諸規程の内容に熟知していただくとともに、法令等を遵守しなければなりません。

第3条(利用期間)

コワーキングスペース都度利用会員サービスの利用期間は、最後にコワーキングスペース都度利用 会員サービスを利用した日から1年とします。

第4条(利用料金等)

- 1. 都度利用会員は、当社に対して、本契約で定められた利用料金および費用等(以下「利用料金等」といいます。)を支払うものとします。
- 2. 本条第1項記載の利用料金等が公租公課の増減、諸物価の変動、経済情勢の変動その他の事由により不相当となったときは、当社は利用料金等の改定をすることができます。

第5条(支払い方法)

- 1. 都度利用会員は、利用料金等を、当社の指定する方法(クレジットカード決済)により、当社が定めた支払期日までに支払うものとします。ただし、第1条第1項第3号に定める各種オプションサービスについては、都度当社が支払い方法・期日等を定めるものとします。
- 2. 本条第1項のクレジットカードによる支払いについては、当月分の利用料金等を翌月1日に決済します(引き落とし日は、都度利用会員の契約するクレジットカード会社によって異なります。)。
- 3. 当社は、都度利用会員が、利用料金等その他、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、当該未払いの金銭に対し、年利14.6%を乗じた

金額を、遅延損害金として支払うものとします。また、当該未払いの金銭の回収に要した費用(合理的な弁護士費用も含む)については、都度利用会員が負担するものとします。

第6条(申込手続等)

コワーキングスペース都度利用会員サービスの申込手続は以下の通りとします。

- 1 希望者は、当社所定の手続にしたがって利用の申込を行い、当社が当該申込の受付をした後、 所定の事前審査を行います。
- 2 審査に通過した場合、当社は希望者に対して電話または電子メールにより通知します。
- 3 希望者が個人の場合は、初回の利用時に運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード) もしくはパスポートを持参し、写しを当社に提出します。なお、当社は提出された書類を返還 しません。
- 4 希望者が法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本および印鑑登録証明書の原本、および特定された利用者の個人の本人確認書類を、初回の利用時に持参し、写しを当社に提出します。なお、当社は提出された書類を返還しません。
- 5 当社は、申込手続時の記載内容を確認し、コワーキングスペース都度利用会員サービスの利用 可否の判断をします。なお、当該判断は当社の裁量で行われるものとし、希望者は当該判断に 対して一切の異議を申し立てることはできません。
- 6 当社は、コワーキングスペース都度利用会員サービスを利用可能と判断した希望者に対し、本 規約および本約款の内容、ならびに利用料金等の諸条件等を説明するものとします。
- 7 当社が第 1 号の申込を承諾した場合には、本契約が締結され、正式に都度利用会員となります。

第7条(コワーキングスペース利用サービス)

都度利用会員は、当社が別途定める条件に基づき、当施設内のコワーキングスペースを利用することができます。

第8条(貸会議室利用サービス)

都度利用会員は、当社が別途定める条件に基づき、当施設内の貸会議室を利用することができます。

第9条(各種オプションサービス)

都度利用会員は、当社が別途定めるところにより、当社指定の各種オプションサービスを利用する ことができます。

第10条 (契約解除)

当社は、都度利用会員が以下のいずれかに該当したときは、催告および自己の債務の履行の提供を しないで直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。なお、この場合でも損害賠償 の請求ができるものとします。

- 1 本契約の1つにでも違反したとき
- 2 本契約に基づき発生する当社に対する債務の全部又は一部の支払いを怠り、その支払期限を1 ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わないとき
- 3 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- 4 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これ らに準じる手続きが開始されたとき
- 5 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- 6 自ら振り出し、または引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または 支払停止状態に至ったとき
- 7 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- 8 その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続させることが著しく困難な事情が生じたと当社が認めたとき

第11条(本契約終了に際しての措置)

- 1. 当社は、理由のいかんを問わず、本契約終了時までに都度利用会員から受領した利用料金等について一切返金しません。
- 2. 都度利用会員は、当社に対して、立退料その他名目のいかんを問わず、明け渡しに際しての金銭上の請求をすることは一切できません。
- 3. 都度利用会員が、本契約終了時にコワーキングスペース等に残置した私物は、当社は都度利用会員が所有権を放棄したものとみなし、都度利用会員の費用で自由に処分することができます。

第12条 (解約)

- 1. 都度利用会員が本契約を解約する場合には、解約を希望する月の1ヶ月前の末日までに当社に対し 書面等で解約の意思を通知するものとします。
- 2. 都度利用会員は、当社の指示に従って、第1項の解約に伴う利用料金等の精算を行うものとします。

第13条 (入館証)

- 1. 当社は、本契約締結後速やかに、都度利用会員専用の入館証を作成します。入館証は都度利用会員が保有する FeliCa または Mifare 規格の IC カードに登録します。
- 2. 都度利用会員は第三者に入館証を交付、貸与することはできません。
- 3. 都度利用会員は次の場合、入館証を失効されます。
 - 1 都度利用会員または当社が本契約を解除・解約するとき
 - 2 当施設が廃止されたとき
 - 3 その他当社が必要に応じて都度利用会員に指示したとき
- 4. 都度利用会員は、入館証を譲渡、転売、貸与、担保の用に供することはできません。
- 5. 都度利用会員が個人の場合、入館証の使用は一身専属的なものであり、相続の対象にはなりません。
- 6. 入館証を紛失もしくは盗難された場合、直ちに当社に届け出て、失効・再登録の手続きを取るものとします。当該再登録にかかる手数料については、当社規程によるものとします。

第14条(通知義務)

- 1. 都度利用会員は、以下の事由が生じたときは、遅滞なく当社に対し当社所定の書面で通知するものとします。
 - 1 住所、氏名、商号、本店所在地、代表者、電話番号またはメールアドレスに変更があったとき
 - 2 その他都度利用会員が当社に届け出た事項について変更が生じたとき
- 2. 都度利用会員が本条第1項各号の通知を怠ったことにより、都度利用会員に何らかの不利益が発生しても当社は一切の責任を負いません。
- 3. 都度利用会員が本条第1項の通知を怠ったため、当社からなされた本契約に関する通知が延着または到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなします。
- 4. 都度利用会員の不在等の理由により、当社からなされた本契約に関する通知が保管期間満了により返送された場合は、当該通知は当該保管期間満了時に都度利用会員に到達したものとみなします。

第15条(損害賠償)

都度利用会員および当社は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する ものとします。ただし、当社の賠償額は、都度利用会員が当社に支払った利用料金等の額を上限と します。

第16条(権利義務譲渡の禁止)

都度利用会員は、当社の事前の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に 承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ もしくは担保に供してはならないものとします。

第17条 (特約事項)

当社が都度利用会員との間で、本約款に記載された内容と異なる約定をする場合は、特約事項として本契約に記載するものとします。

第18条(準拠法等)

- 1. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 2. 本契約に関する一切の訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 (協議事項)

本契約の内容について疑義が生じたときまたは本約款に定めのない事態が生じたときは、本規約によるほか、双方誠意を持って協議し解決することとします。

以上

【付則】

- 1. 本約款は、2024年5月15日から施行するものとします。
- 2. 本約款の改定は、必要に応じて当社が行うものとします。
- 3. 本約款の施行に関し、必要な事項は当社が別に定めます。
- 4. 当社が本約款を改定した場合には、都度利用会員は、改定日以降、改定後の本約款に従うものとします。
- 5. 本約款は、2024年9月1日から改正・施行するものとします。